●独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案　新旧対照表（改正部分下線）

改　正　後	現　行
附　則 **第一条～第十条**　（略） （業務の特例） **第十一条**　機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一　全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線（以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。 一の二　前号によるもののほか、次のイ又はロに掲げる場合であって、当該区間の鉄道線路（日本国有鉄道線路名称（昭和二十四年日本国有鉄道公示第十七号）において「本線」に分類されているものであって、旅客鉄道株式会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）による改正前の法律第一条に規定する旅客鉄道株式会社をいう。）に承継されたもの又は平成二十三年三月十一日	附　則 **第一条～第十条**　（略） （業務の特例） **第十一条**　機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一　全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線（以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

から令和三年三月三十一日までの期間において日本貨物鉄道株式会社の列車が走行した実績を有するものに限る。以下この号において同じ。）を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加する場合において、日本貨物鉄道株式会社に対し、助成金の交付を行うこと。 イ　日本貨物鉄道株式会社が列車を運行することを常例とする第一種鉄道事業者（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。以下同じ。）の鉄道線路が災害により不通となったことを理由として、日本貨物鉄道株式会社が列車を運行することを常例としない第一種鉄道事業者の鉄道線路を日本貨物鉄道株式会社の列車が臨時に使用することとなった場合 ロ　イに掲げる事由に該当するおそれがあるため、日本貨物鉄道株式会社の列車が常時走行できるよう、第一種鉄道事業者が鉄道線路の維持を行う場合 二～八　（略） ２～１１　（略） 附　則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	二～八　（略） ２～１１　（略）